

あゆみ

■発行／港北区消費生活推進員広報「あゆみ」部会
平成30年3月1日
■事務局／港北区役所地域振興課
TEL：045(540)2244

暮らしに役立つ情報を知り賢い消費者になりましょう!

平成28年
12月1日から

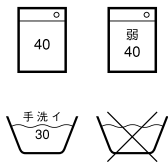
衣類の洗濯表示が 変わりました!



覚えて
上手に
洗濯しよう!

〈変更前〉

洗濯のしかた



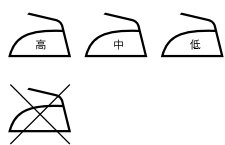
漂白のしかた



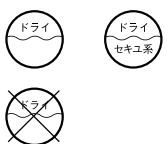
乾燥のしかた



アイロンのかけかた



クリーニングの種類



〈変更後〉

洗濯のしかた

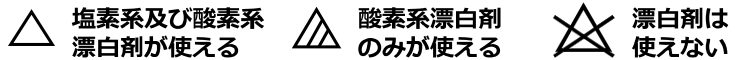


家庭洗濯（洗濯機洗い）ができる
記号の中の数字は洗濯液の上限温度を表す
「-」は「線なし」よりも弱く、
「=」はさらに弱い洗い方を表す

洗濯液の温度は40℃を
限度とした手洗いができる

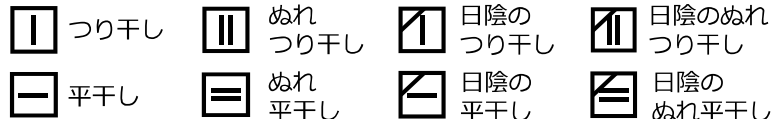
家庭での洗濯は
できない

漂白のしかた

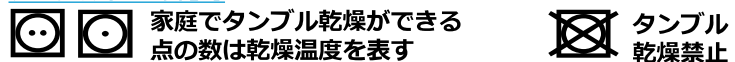


乾燥のしかた

自然乾燥の記号



タンブル乾燥の記号



家庭でタンブル乾燥ができる
点の数は乾燥温度を表す
「..」はヒーターを「強」等に設定
「.」はヒーターを「弱」等に設定
ぬれ干しは脱水せず（絞らず）に干すことを表す

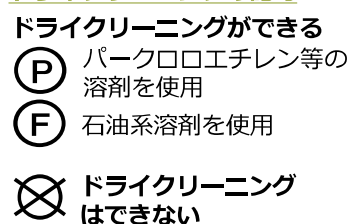
アイロンのかけかた



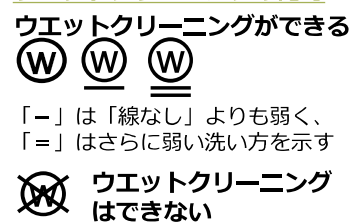
アイロンを掛けることができる
点の数はアイロンの底面温度の上限を表す
「...」は200℃（高温）まで
「..」は150℃（中温）まで
「.」は110℃（低温）まで

クリーニングの種類

ドライクリーニングの記号



ウエットクリーニングの記号



賢い買い物～食品ロスを減らしましょう～



1 余分に買わない

気が付いたら同じものが2つ3つあった…なんてありませんか？
また、主婦は食事を多めに作りがちです。家の在庫を確認し、セール品にも注意したいですね。



2 期限の近いものから

すぐ使う食品は期限の近いもの、棚の手前から買しましょう。
お店のロスも減り、まわりまわって、私たちに代わってきます。



3 もったいない精神を

忙しい主婦にとって、食品の管理は意外に大変なものです。
最近は冷蔵庫の保存機能も充実し、ものが溢れている現実もあります。
食品に感謝し、もったいない精神を持ち続けましょう。

画像出典：政府広報オンライン
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201303/4.html>

男の夢想

“食品の買い方”

食品の買い方には家族の構成員や諸々の事情によって異なり、多様性にとっても富んでいると思える。この事実を踏まえ社会の食品資源に関して考えてみたいと思った。男である私は値段に関係なく食べたいものを買ひ、予定外の食べ物は買わず必要最小。女性である妻は、まず家族の健康を考え食品の種類を選び、産地を確かめ、値段を思案し、消費期限・賞味期限を確かめて買い物かごの中に入れる。賞味期限の切れた食べ物は値引き率が良い。消費期限1日前の品物は特に割引率が高い。それ故に予定外の食品が食卓に並ぶ。時には消費期限が一日切れた食べ物が口の中に入る時もある。妻はとても安く買えたのでご満悦そうな顔をして楽しそうに喋る。食べる私は味音痴なのか、特に不味いとも感じないし、体に害もない。消費期限切れも3日程度以内なら特別に味にこだわらなければ食べられると思う。賞味期限は一定期間食品の味を保証する制度なれど日本の制度だと聞く。本当に最初に作られた食べ物と期限切れ寸前の食べ物の味は変わらないのだろうか。賞味期限切れの食べ物はその期限の程度によるけれども、体を害するのかと疑う。賞味期限・消費期限の制度

は、大量生産消費社会に符合するように業者に都合よく設けられたに過ぎないのではないかとの疑問が私の頭の中よぎる。街の中を産業廃棄車が走り回っている光景を垣間見るとその疑いが一層強くなる。スーパー・コンビニ等の小売り企業は、賞味期限切れの食べ物を大量に処理する。

消費・賞味期限は裏を返して考えれば、その期間中は食べ物は美味しく、旨く、安心して食べられるとのアピール・宣伝でもある。

消費者が何を買い何を食べようが消費者の自己責任である。

女性は口コミでとても情報量が多い。その利点を生かし消費者が大量生産・消費社会に知恵を生かし利口に対処すればこの社会の食べ物の廃棄物も減少し、地球の資源保存に役立つだろうと私は夢想する。

この地球上に、飢えに苦しむ人々多くいることを私たちは忘却してはいけないと思うから。



70代男性の
つぶやき

研修会

平成29年9月15日 港北区役所 会議室

「地域の見守りネットワーク推進講座」

地域で見守り、気づいてつなぐ！

講師：消費生活アドバイザー
小林啓二様・竹森啓治様

港北区の消費生活相談状況や、消費者トラブルの未然防止と見守りのポイントを寸劇事例を交えて解説。

地域で行う講座や見守り活動にすぐ役立つ内容でした。



生ごみ減量の工夫をしてみませんか？

<生ごみを出す前に水分を減量>

〔Tさんの場合〕

① 生ごみはストッキングタイプの水切り袋に入れ、手でしっかりしぼる。
(30%ぐらいは軽くなる)



② 新聞紙に包み、日当たり、風通しの良い戸外で乾かす。天候や季節によっては室内で…。水分が新聞紙に染み出たら、その面を上にし、それをくり返して乾かす。



③ 3日～7日位かけて乾かし、軽くなったら燃やすごみとして出す。



<生ごみを捨てずにリサイクル>

〔Hさんの場合〕

生ごみと使い古した土を混ぜることで生ごみを分解し、栄養分の多い豊かな土に変える。野菜や花を育てる園芸用の土として使用できる。

(用意するもの)

- 大きなバケツ
- 古い土
- シャベル
- 生ごみ・枯葉

(注) できるだけ細かく切ると分解しやすい。

(作り方)

- ① バケツに生ごみと古い土を入れ、かき混ぜる。生ごみが見えないように土をかける。
- ② ①の作業を繰り返す。時々かき混ぜながら約1か月以上おく。
- ③ ごみの形がなくなれば、土として利用できる。



こうほく消費者のつどい

平成29年11月28日 港北公会堂

第1部 手作りエコ作品展示販売、啓発パネル展示

各地区より一般公開されるエコ作品は年々趣向を凝らし、種類豊富な作品が出品され、来場者に楽しんで頂きました。

第2部 消費生活教室「健康食品と機能性食品」 — 惑わされない為の基礎知識と広告表示の見方 —

補助食品であるサプリメントに依存せず自己の生活習慣のあり方を見直し、食生活の改善に役立てることがとても大切だということを学びました。



平成29年度 活動報告

地区	消費者被害未然防止・拡大防止に関する啓発講座等の開催			その他の活動内容
	開催日	場所	内容	
日吉	30.2.18 30.2.28	諏訪神社集会所 日吉本町地域ケアプラザ	悪質商法未然防止講座(紙芝居、替え歌) 講座「撃退! 悪質商法」	森永製菓鶴見工場見学 広報紙発行
綱島	29.5.14 29.12.8	東親和会館 上町会館	悪質商法未然防止啓発活動(紙芝居他)	横浜しょう油見学 崎陽軒見学
大曽根	29.10.2 29.12.4	大曽根会館	悪質商法の被害にあわないための講座、 寸劇 防犯講話「振り込め詐欺」	クノール食品川崎工場見学
樽町	30.1.20 30.2.1	樽町地域ケアプラザ 町内会館	高齢者昼食会で悪質商法未然防止講座 お茶のみサロンで悪質商法未然防止講座	味の素川崎工場見学 リース作り
菊名	29.9.4	大豆戸地域ケアプラザ	「私はだまされない」悪質商法対策講演会	「未来のエネルギーについて考えよう」講演会 らくらく市参加
師岡	29.6.7 29.10.13 29.10.15	師岡町会館	「悪質商法からあなたを守る」(腹話術による啓発講座) 「消費者被害の新しい手口」講座 老人会でビデオと啓発講座	ヤクルト化粧品藤沢工場見学 日清オイリオ磯子工場見学 エコ作品づくり(スヌード)
大倉山	29.6.16 29.12.9	神明町内会館 大倉山地区防犯拠点センター	シニアクラブにて悪質商法未然防止講座(紙芝居) 悪質商法対策講座	エコ作品づくり 地域のイベント参加
篠原	29.10.3 30.2.16	篠原地域ケアプラザ 篠原東地区会館	悪質商法防止講座 老人会での悪質商法未然防止講座(紙芝居)	リサイクルポート山之内見学 広報紙発行
城郷	29.4 ~10	町内会館	各地区老人会での悪質商法未然防止講座	各町内掲示板へのチラシ掲示
新羽	29.7.16	新羽町町内会館	悪質商法未然防止講座(紙芝居・替え歌)	キリンビール横浜工場見学 にっぽらっパフェスティバル参加
新吉田	29.8.8 29.10.12	浄泉寺 あすなる町内会館	「訪問販売・電話勧誘での即契約はだめ!」講座 周囲の「見守り」「気づき」で被害防止講座	ケアプラザイベント協力 ごみの分別指導協力 エコ作品づくり
新吉田 あすなる	29.9.11 29.10.19 30.1.20	第一町内会館 あすなる会館 あすなる会館	悪質商法未然防止講座(紙芝居) 悪質商法講演会 防犯お笑いライブ	エコ作品づくり 広報紙発行 地域のイベント参加
高田	29.9.20 29.11.15	高田地域ケアプラザ	悪質商法未然防止講座(紙芝居) 「悪質リフォーム詐欺に遭わないために」(落語)	キリンビール横浜工場見学 エコ作品づくり

一年を振り返って

現在、悪質商法や振り込め詐欺が益々増加しております。私たち消費生活推進員は、それぞれ担当の地区で、悪質商法未然防止の講座を開き啓発活動をしております。それらの活動が、区民の方々に役立つためのひとつの手段であること、それらの活動の輪が大きな力となって、区民の皆様方が安全、安心の生活が出来るよう、推進員一同これからも活動を進めていきたいと思っております。新年度もどうぞよろしく願いいたします。 港北区代表 安田 紀美代

商品やサービスの契約、不当請求などで困った場合は、まずは相談！
横浜市消費生活総合センター ☎045-845-6666
消費者ホットライン ☎188(いやや!)